

行政職給料表(一)

(令和8年4月1日現在)

| 等級 | 等級別基準職務表に規定する基準となる職務 | 等級ごとの職員数 | |
|-----|---|----------|-------|
| | | (人) | (%) |
| 1 級 | 定型的な業務を行う主事,主事補用務員の職務 | 8 | 20.0 |
| 2 級 | 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事用務員の職務 | 8 | 20.0 |
| 3 級 | 主席,係長,事務主任の職務 | 7 | 17.5 |
| 4 級 | 主幹,課長補佐の職務 及び特に高度な知識,又は経験を必要とする業務を処理する主席,係長の職務 | 7 | 17.5 |
| 5 級 | 会計管理者,室長,課長,事務局長の職務 及び困難な業務を所掌する主幹,課長補佐の職務 | 8 | 20.0 |
| 6 級 | 参事の職務 及び特に重要な業務を所掌する会計管理者,室長,課長,事務局長の職務 | 2 | 5.0 |
| 合 計 | | 40 | 100.0 |

(注)1 上勝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。